

定 款



日本アビオニクス株式会社

日本アビオニクス株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 本会社は、日本アビオニクス株式会社と称し、英文では Nippon Avionics Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 本会社は、次の業務を営むことを目的とする。

- ① 情報処理システムの開発、設計および販売
- ② 情報処理機器、航空宇宙用機器、通信機器、画像機器、接合機器、医療用機器、電気計測器等の電気機器の製造および販売
- ③ 混成集積回路等の電子部品の製造および販売
- ④ 情報処理システムおよび電子計算機に係るソフトウェアの作成および販売
- ⑤ 電気工事、電気通信工事の設計、監理および請負
- ⑥ 前各号に付帯または関連する各種機器ならびに部品の製造および販売
- ⑦ 前各号に付帯または関連する一切の業務
- ⑧ 前各号の業務に関連する事業に対する投資

(本店の所在地)

第 3 条 本会社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

(機 関)

第 4 条 本会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査役
- ③ 監査役会
- ④ 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 本会社の発行可能株式総数は、800万株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は760万株、第2章の2に定める株式(以下第1種優先株式という。)の発行可能種類株式総数は400万株、第2章の3に定める株式(以下第2種優先株式という。)の発行可能種類株式総数は150万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 本会社の単元株式数は、すべての種類の株式につき100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ④ 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第 9 条 本会社の株主は、株式取扱規則の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株式取扱規則)

第10条 本会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2) 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3) 本会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本会社においてはこれを取扱わない。

第2章の2 第1種優先株式

(第1種優先株式配当金)

第11条の2 本会社は、第33条に定める期末配当を行うときは、毎事業年度末日の株主名簿に記録された第1種優先株式を有する株主(以下第1種優先株主という。)または第1種優先株式の登録株式質権者(以下第1種優先登録株式質権者という。)に対し、毎事業年度末日の株主名簿に記録された普通株式を有する株主(以下普通株主という。)または普通株式の登録株式質権者(以下普通登録株式質権者という。)に先立ち、第1種優先株式1株につき20円を上限として、第1種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金(以下第1種優先株式配当金という。)を金銭により配当する。ただし、第32条において定める当該事業年度において次条に定める第1種優先株式中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先株式中間配当金を控除した額とする。

- 2) ある事業年度において第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、第1種優先株式配当金の一部または全部が支払われないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- 3) 第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対しては、第1種優先株式配当金を超えて配当は行わない。

(第1種優先株式中間配当金)

第11条の3 本会社は、第33条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先株式配当金の2分の1または1株につき10円の低い方を上限として決定する金額の金銭(以下第1種優先株式中間配当金という。)を支払う。

(剰余財産の分配)

第11条の4 本会社が剰余財産を分配するときは、第1種優先株主または第1種優先登録株式質権者に対し1株につき1,000円を普通株主または普通登録株式質権者に先立って金銭により支払い、これ以外の剰余財産の分配は行わない。

(議決権)

第11条の5 第1種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(種類株主総会における議決権)

第11条の6 本会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等)

第11条の7 本会社は、第1種優先株式の併合もしくは分割、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。また、本会社は、第1種優先株主に募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(取得請求権)

第11条の8 第1種優先株主は、平成18年4月1日以降、毎年7月1日から7月31日までの間(以下取得請求可能期間という。)において、繰越利益剰余金の当期末残高から、本会社に当該取得請求がなされた事業年度において、本会社が第11条の9に定める取得条項による取得または任意買入をすでに行ったか、行う決定を行った分の第1種優先株式の価額の合計額を控除した金額を限度として第1種優先株式の全部または一部を取得請求することができる。ただし、当該限度額を超えて第1種優先株主から取得請求があった場合、取得の順位は、取得請求可能期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。本会社は、第1種優先株式を取得するのと引き換えに第1種優先株式1株につき1,000円に第1種優先株式配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を加算した額の金銭を交付するものとする。

(取得条項)

第11条の9 本会社は、平成18年4月1日以降、法令の定めに従い、第1種優先株式の全部または一部を取得することができる。一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。本会社は、第1種優先株式を取得するのと引き換えに第1種優先株式1株につき1,000円に第1種優先株式配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を加算した額の金銭を交付するものとする。ただし、当該事業年度において第1種優先株式中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(消 却)

第11条の10 本社は、法令の定めに従い、第1種優先株式を買い入れ、これを当該買入価額により消却することができる。

(普通株式の交付と引き換えに第1種優先株式の取得を請求する権利)

第11条の11 第1種優先株主は、第1種優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める期日を経過した後は、当該決議で定める転換価額等の条件で、本会社に対して、普通株式の交付と引き換えに取得を請求(以下第1種転換請求という。)することができる。

2) 第1種転換請求により交付する普通株式数の算出にあたって1株に満たない端株が生じたときは、これを切り捨て、金銭による調整を行わない。

(第1種優先株式配当金の除斥期間)

第11条の12 第34条の規定は、第1種優先株式配当金および第1種優先株式中間配当金についてこれを準用する。

第2章の3 第2種優先株式

(第2種優先株式配当金)

第11条の13 本社は、第33条に定める期末配当を行うときは、毎事業年度末日の株主名簿に記録された第2種優先株式を有する株主(以下第2種優先株主という。)または第2種優先株式の登録株式質権者(以下第2種優先登録株式質権者という。)に対し、毎事業年度末日の株主名簿に記録された普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第2種優先株式1株につき次項の定めに従い算出される剰余金(以下第2種優先株式配当金という。)を金銭により配当する。ただし、第32条において定める当該事業年度において次条に定める第2種優先株式中間配当金を支払ったときは、当該第2種優先株式中間配当金を控除した額とする。

2) 第2種優先株式配当金の額は、以下の算式に従い算出される金額とする。第2種優先株式配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、計算の結果、第2種優先株式配当金の額が金20円を超える場合は20円とする。

第2種優先株式配当金=1,000円×(日本円TIBOR+1.25%)

「日本円TIBOR」とは、平成24年10月1日(配当起算日)およびそれ以降の毎年

10月1日(以下第2種優先株式配当算出基準日という。)現在における日本円の
トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(6ヶ月物)として全国銀行協会に
よって公表される数値とし、当該計算式においては、次回の第2種優先株式配当
算出基準日の前日までの毎事業年度について適用される。ただし、第2種優先株
式配当算出基準日が銀行休業日の場合は、直前営業日を第2種優先株式配当
算出基準日とする。第2種優先株式配当算出基準日に日本円TIBORが公表され
ない場合、同日(当日が銀行休業日の場合は直前営業日)ロンドン時間午前11時
にスクリーン・ページに表示されるロンドン銀行間市場出し手レート(ユーロ円LIB
OR6ヶ月物(360日ベース))を日本円TIBORに代えて用いるものとする。なお第
2種優先株式の発行日である平成24年9月27日から同年9月30日までは、配当
金は支払われないものとする。

- 3) ある事業年度において第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対
し、第2種優先株式配当金の一部または全部が支払われないときは、その不足額
は翌事業年度以降に累積しない。
- 4) 第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対しては、第2種優先株式
配当金を超えて配当は行わない。

(第2種優先株式中間配当金)

第11条の14 本会社は、第33条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の
株主名簿に記録された第2種優先株主または第2種優先登録株式質権者に対し、
毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された普通株主または普通登録株式質
権者に先立ち、第2種優先株式1株につき第2種優先株式配当金の2分の1また
は1株につき10円の低い方を上限として決定する金額の金銭(以下第2種優先株
式中間配当金という。)を支払う。

(残余財産の分配)

第11条の15 本会社が残余財産を分配するときは、第2種優先株主または第2種優先登
録株式質権者に対し1株につき1,000円を普通株主または普通登録株式質権者
に先立って金銭により支払い、これ以外の残余財産の分配は行わない。

(議決権)

第11条の16 第2種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

(種類株主総会における議決権)

第11条の17 本会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、第2種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等)

第11条の18 本会社は、第2種優先株式の併合もしくは分割、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。また、本会社は、第2種優先株主に募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(取得請求権)

第11条の19 第2種優先株主は、平成27年7月1日以降、毎年7月1日から7月31日までの間に本会社に対し事前の通知(撤回不能とする。)を行った上で、直後に到来する8月31日(当日が銀行休業日の場合は翌営業日とする。以下取得請求日という。)において、本会社の前事業年度の株主資本等変動計算書における繰越利益剰余金の当期末残高の70%から、(i)本会社に当該取得請求がなされた事業年度において、取得請求日までに、本会社の普通株式、第1種優先株式および第2種優先株式に対してすでに支払われたか、本会社が支払う決定を行った配当金の合計額ならびに(ii)本会社に当該取得請求がなされた事業年度において、取得請求日までに、本会社が第11条の9に定める取得条項による取得または任意買入をすでに行ったか、行う決定を行った分の第1種優先株式の価額の合計額および第11条の20に定める取得条項による取得または任意買入をすでに行ったか、行う決定を行った分の第2種優先株式の価額の合計額を控除した金額を限度として第2種優先株式の全部または一部を取得請求することができる。ただし、当該限度額を超えて第2種優先株主から取得請求があった場合、取得すべき第2種優先株式は、抽選その他の方法により決定する。本会社は、取得請求日に、第2種優先株式を取得するのと引き換えに第2種優先株式1株につき1,000円に第2種優先株式配当金の額を当該取得請求日の属する事業年度の初日から当該取得請求日までの日数(初日および取得日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を加算した額の金銭を交付するものとする。

(取得条項)

第11条の20 本会社は、平成27年4月1日以降、法令の定めに従い、第2種優先株式の

全部または一部を取得することができる。一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。本会社は、第2種優先株式を取得するのと引き換えに第2種優先株式1株につき1,000円に第2種優先株式配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む。)で日割計算した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。)を加算した額の金銭を交付するものとする。ただし、当該事業年度において第2種優先株式中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(消却)

第11条の21 本会社は、法令の定めに従い、第2種優先株式を買い入れ、これを当該買入価額により消却することができる。

(普通株式の交付と引き換えに第2種優先株式の取得を請求する権利)

第11条の22 第2種優先株主は、平成29年10月1日以降いつでも次の転換価額等の条件で、本会社に対して、普通株式の交付と引き換えに第2種優先株式の取得を請求(以下第2種転換請求という。)することができる。

① 当初転換価額

当初転換価額は、平成29年10月1日における普通株式の時価とする。当該時価が690円(以下下限転換価額という。)を下回る場合には、当初転換価額はかかる下限転換価額とする。ただし、第3号に規定の転換価額の調整の要因が平成29年10月1日までに発生した場合には、かかる下限転換価額について第3号の規定に準じて同様の調整を行うものとする。

本号における「時価」とは、平成29年10月1日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

② 転換価額の修正

転換価額は、平成30年10月1日以降毎年10月1日(以下転換価額修正日という。)における普通株式の時価に修正するものとする。当該時価が下限転換価額を下回る場合には修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。ただし、転換価額が転換価額修正日までに、次号により調整された場合には、下限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

本号における「時価」とは、各転換価額修正日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

③ 転換価額の調整

(ア)第2種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式(以下転換価額調整式という。)により調整するものとする。調整後転換価額は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

$$\begin{array}{rcc}
 \text{調整後} & = & \text{調整前} \\
 \text{転換価額} & & \text{転換価額} \\
 & & \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}
 \end{array}$$

(i) 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、払込みの翌日以降、または募集のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(ii) 株式の分割(無償割当てを含む。)により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(iii) 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって権利行使により本会社の普通株式が発行される新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合

調整後転換価額は、かかる証券の発行日に、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、すべての新株予約権が当初の発行価額で行使されたものとみなし、発行日以降これを適用する。

(イ)本号(ア)(i)、(ii)および(iii)に掲げる場合のほか、合併、資本金の額の減少、普通株式の併合または会社の分割等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に変更される。

(ウ)転換価額調整式で使用する1株当たり時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における本会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。

(エ)転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とする。

(オ)転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、基準日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における本会社の既発行株式数とする。

(カ)転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を引いた額を使用する。

④ 取得と引き換えに交付すべき普通株式数

第2種優先株式の取得と引き換えに交付すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得と引き換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{転換請求に係る第2種優先株式の数に第2種優先株式1株当たりの払込金額相当額を乗じて得られる額}}{\text{転換価額}}$$

発行株式数算出にあたって1株未満の端株が生じたときは、これを切り捨て、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(第2種優先株式の譲渡制限)

第11条の23 譲渡による第2種優先株式の取得については、本会社の取締役会の承認を要する。

(第2種優先株式の優先順位)

第11条の24 第2種優先株式配当金、第2種優先株式中間配当金および残余財産の支払順位は、第1種優先株式を有する株主に対する優先株式配当金、優先株式中間配当金および残余財産の支払に劣後する順位とする。

(第2種優先株式配当金の除斥期間)

第11条の25 第34条の規定は、第2種優先株式配当金および第2種優先株式中間配当金についてこれを準用する。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合随時これを招集する。

(株主総会の基準日)

第13条 本会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2) 定時株主総会の目的である事項について、会社法第322条第1項の定めによりある種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議が効力発生要件であるときは、当該種類株主総会の議決権の基準日は、当該定時株主総会の基準日と同一日とする。

(議 長)

第14条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し議長となる。代表取締役が2名以上のときは、あらかじめ取締役会において定める順序による。

- 2) 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 本会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対し提供したものとみなすことができる。

(決議の要件)

第16条 株主総会の普通決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2) 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、議決権を行使することができる本会社の他の株主1名に委任して、その議決権を行使することができる。ただし、この場合には、代理権を証明する書面を株主総会の開会前に本会社に提出しなければならない。

(種類株主総会)

第17条の2 第14条、第15条および第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第18条 本会社に取締役10名以内を置く。

(選任決議)

第19条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2) 前項の決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときに満了する。

(代表取締役)

第21条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

(取締役会)

第22条 取締役会は、法令および本定款の定めに従い、本会社の業務の執行を決定する。

2) 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

3) 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対して少なくとも会日の3日前に通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

4) 本会社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上

の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によりこれを定める。

(取締役との責任限定契約)

第24条 本会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で会社法第427条第1項の規定により、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員 数)

第25条 本会社に監査役5名以内を置く。

(選任決議)

第26条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第27条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときに満了する。ただし、補欠に係る監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。

(常勤監査役)

第28条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。

(監査役会)

第29条 監査役会は、法令および本定款の定めに従い、監査役の職務の執行に関する事項を定める。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

2) 監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

3) 監査役会を招集するには、各監査役に対して少なくとも会日の3日前に通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。

(報酬等)

第30条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。

(監査役との責任限定契約)

第31条 本会社は、監査役との間で会社法第427条第1項の規定により、任務を怠った

ことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第32条 本会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第33条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2) 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(除斥期間)

第34条 期末配当金または中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してなお受領されないときは、本会社はその支払の義務を免れる。

(自己の株式の取得)

第35条 本会社は、会社法第 165 条第2項の規定により、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

沿 革

昭和35年	4月 8日	制 定
昭和40年	11月11日	改 正
昭和44年	5月16日	改 正
昭和50年	11月13日	改 正
昭和51年	11月10日	改 正
昭和55年	4月 8日	改 正
昭和58年	6月24日	改 正
昭和60年	6月24日	改 正
昭和62年	6月29日	改 正
平成 3年	6月27日	改 正
平成 6年	6月29日	改 正
平成10年	6月26日	改 正
平成14年	6月27日	改 正
平成15年	3月11日	改 正
平成15年	6月27日	改 正
平成18年	6月29日	改 正
平成19年	6月28日	改 正
平成21年	6月26日	改 正
平成22年	6月29日	改 正
平成24年	9月26日	改 正
平成27年	6月26日	改 正
平成29年	6月23日	改 正
令和 2年	6月24日	改 正
令和 3年	6月23日	改 正

